

市第75号議案 横浜市動物園条例の一部改正

1 改正内容

横浜市動物園条例（平成17年度一部改正）では指定管理者の指定手続きを「特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする」としており、指定手続きを選択することが難しい規定となっております。このため

- (1) 希少な野生動物の命を預かり「飼育技術の専門性」「飼育の継続性・安定性」及び「国内外の動物園との信頼関係」等が必要である市立動物園の特性を踏まえ、「横浜市指定管理者制度運用ガイドライン」（平成21年度策定）に沿って公募・非公募が選択できるよう、指定管理者の指定等の規定を改正します。
- (2) 市立動物園の指定管理者に求められる高度な専門知識や技術などの能力や、環境教育などの取組を新たに規定します。

2 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第3条 省略            （指定管理者の指定等）</p> <p>第3条の2 （第1項省略）</p> <p><u>2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。</u></p> <p>（第3項及び第4項省略）</p> <p>5 市長は、<u>第2項の規定により公募し、又は</u>指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第6条第1項に規定する横浜市動物園等指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。</p>	<p>第1条～第3条 省略            （指定管理者の指定等）</p> <p>第3条の2 （第1項省略）</p> <p><u>2 指定管理者は、横浜市の環境の保全に関する施策の方針を理解し、動物に関する高度な専門的知識及び技術を有するとともに、動物を通じて命及び自然について学ぶための事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民による動物に関する理解を深めるための活動に対する支援を行うものでなければならない。</u></p> <p>（第3項及び第4項省略）</p> <p>5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第6条第1項に規定する横浜市動物園等指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。</p>

< 参考 >

横浜市指定管理者制度運用ガイドライン（P.27 抜粋）

第4章運用手続《1》指定管理者の公募及び選定

1 公募手続 (1) 公募・非公募の決定

指定管理者の選定にあたっては、「原則公募」とする。

～略～

ただし、以下のような場合には、「非公募」による選定とすることも可能とする。

～略～

地域の住民グループによる管理が効果的であると考えられる場合

P F I の選定事業者が、管理運営を含めて一体的に事業を行う場合

極めて高度の専門性を要すること、または利用者等との関係性の維持が極めて重要であることなどの事由により、将来（当該指定期間内）にわたり他の担い手が存在しないことが見込まれる場合

指定管理者の法人格の変更、何らかの緊急性がある場合等、非公募とすることにその他の合理的理由がある場合

市立動物園の次期指定管理者選定スケジュール

25年度	26年度	27年度	28年度
	第4回市会（条例改正の審議）	応募要項公表 選定委員会 （指定管理候補者の選定等） 市会 （指定管理候補者の審議）	第3期 指定管理
	・指定管理料積算 ・応募要項作成		

## 附帯意見（案）

（市第75号議案）

本市の動物園は国内有数の規模及び繁殖技術等を有していることから、今後世界水準の動物園として飛躍されることが大いに期待される。

よって、その運営体制については、従前の第三者評価委員会及び運営体制検討会等での意見を尊重するとともに、本年10月における地方独立行政法人法施行令改正の趣旨等を踏まえ、引き続き最適なあり方を検討されたい。